

再犯防止シンポジウムを開催して



中国地方更生保護委員会
委員長 稲葉 保

広島県協力雇用主会連絡協議会及び広島県就労支援事業者機構の皆様方におかれましては、平素、更生保護事業、特に就労支援事業に多大な御尽力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月21日、中国管内再犯防止会議（広島高等検察庁、広島矯正管区、当委員会）及び広島法務局の主催で、再犯防止シンポジウム～みんなで考えよう！就労支援～が開催されました。皆様方には、後援や参加をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。当日は、中国地方の各地から300名を越える方に参加いただき、湯崎英彦広島県知事の挨拶を皮切りに、広島県と鳥取県の再犯防止施策等の取組状況の報告や再犯防止に取り組む官民の代表の方によるディスカッションが行われました。

御案内のとおり、更生保護におきましては、従前から協力雇用主の方に保護観察対象者を雇用していただいています。職場の提供、賃金の支給、技能の習得のみならず、健全な生活習慣や人間関

係、そして、生き方に至るまで、正に丸抱えで御指導・御支援をいただいております。近年、就労奨励金の導入や就労支援事業者機構の設立により、負担の軽減や経済団体を始め、様々な方の支援や協力をいただけることとなってきておりますものの、未だ皆様方の御労苦に十分応えているとは言い難い状況であります。

今、多くの方に協力雇用主として登録いただき、機構（事業所）の方には、対象者と仕事を結び付けていただいています。

その上で大切なことは、対象者の様々な思いを受け止め、働くことに対する考えを煮詰め、働くことに対する動機付けを高めていくこと、そして、就労の継続や定着のための関わりを続けていくことだと思えます。また、生活困窮者自立支援制度や福祉サービスを十分活用するため、他機関等としっかりしたネットワークを構築することだと思えます。今回のシンポジウムを通じて、地方更生保護委員会や保護観察所の役割を改めて痛感する機会となりました。

本年は、更生保護制度施行70周年を迎える節目の年です。更生保護の更なる充実のため、今後とも御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

就労支援の状況

本年度も残すところ、あと僅かとなりましたが、就労支援の実績は順調に推移しているところです。

更生保護就労支援事業

広島県就労支援事業者機構では、平成27年度より法務省から「更生保護就労支援事業」を受託しています。

刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であったことや、無職で保護観察を終了した者の再犯率が、有職で保護観察を終了した者の約3倍に上ることなどから、刑務所出所者等に対する就労支援が極めて重要であり、刑務所出所者等の再犯の防止と早期就労により円滑な社会復帰を実現するため、関係機関等と協力して継続的かつきめ細やかな支援を行うとともに、新たな協力雇用主を確保するなどの事業を展開しています。

平成29年度は、63名の刑務所出所者等に対して就労支援を行い、14社の協力雇用主に雇用していただくことができました。協力雇用主の新規開拓についても、新たに88社の事業主に登録いただくことができました。

本年度においては、平成31年1月現在、53名の刑務所出所者等に対して就労支援を行い、21社の協力雇用主に雇用いただいております。また協力雇用主の新規開拓についても、新たに63社の事業主に登録いただいております。

非行少年等就労支援事業

広島県就労支援事業者機構では、平成29年度より、広島県・広島保護観察所と連携し、保護観察が終了した無職少年の就労支援を実施しています。保護観察終了の2か月前から保護観察終了3か月後までの間で無職の少年に対し、機構独自の事業「就労体験セミナー」を実施して雇用につなげ再犯防止を目指すものです。広島県からは、就

労体験セミナーにかかる費用の一部を補助いただいています。

平成29年度の受講者は1名でした。本年度も、平成31年1月現在で1名に対し実施していますが、公的な支援が途切れた少年に対する大変意義のある事業なので、引き続き広島県・広島保護観察所と連携し取り組んでいくこととしています。

広島弁護士会との就労支援協定

広島県就労支援事業者機構では、平成30年5月より広島弁護士会と就労支援に関する協定を締結しています。

この協定は、広島弁護士会に所属する弁護士が担当する者で、今後就労をして更生を希望する者について、機構の支援制度を利用することにより刑が確定する前から支援を開始し、就労することによって地域社会の中での更生を目指すことができます。

平成31年1月現在で、4名に対して就労支援を実施しました。そのうち2名の者は協力雇用主のもとで雇用いただくことができました。

就労体験セミナー

広島県就労支援事業者機構では、独自の事業として「就労体験セミナー」を実施しています。

このセミナーを受講する保護観察対象者等は、就職を目指している職種の協力雇用主のもとで就労を体験します。保護観察対象者等は就労に向けた生活リズムや心構えを身につけることができ、協力雇用主は保護観察対象者等の仕事に対する適性などを見ることができます。

平成29年度は28名に対して実施し、15名がセミナー体験後の雇用につながりました。本年度も平成31年1月現在20名に対して実施しており、14名がセミナー体験後の雇用につながっています。

平成30年度 協力雇用主研修会の開催

平成30年11月20日、広島市の東区民文化センターにおいて広島県協力雇用主会連絡協議会と広島県就労支援事業者機構の共催により、「平成30年度 協力雇用主研修会」を開催しました。

県内の保護区 全23地区の中で協力雇用主会の設立されている13地区の協力雇用主会長および事務局長と、全23地区の保護司会長および協力組織部長、それに機構の就労支援員が加わり総勢73名が参加しました。

研修会の内容は、協力雇用主会連絡協議会および機構の組織についての勉強会と協力雇用主会の在り方について協議を行いました。

前半の勉強会では、地区協力雇用主会及び機構の

成り立ちや現在の会員状況などの説明で参加者の理解を深め、後半の協議では、各地区の協力雇用主会長や保護司会長から活発な意見が出されました。

各地区での協力雇用主会と保護司会との連携や問題点などがよくわかり、協力雇用主会が設立されていない地区においても今後の組織化のきっかけになったのではないかと思います。

問題や課題も多くありますが、刑務所出所者等の再犯防止のためには就労支援や雇用の確保がとても重要であることが共通の認識であり、今後もこのような研修会を通じて、協力雇用主会・保護司会・機構がお互いの活動を深く理解し、良好な関係を築いていきたいと思います。



(左から) 来賓 西川保護司会連合会副会長、中元統括保護観察官、瀧澤広島保護観察所長 主催者 牧尾雇用主会連絡協議会会長、間所機構常務理事



研修会出席者

広島県協力雇用主会連絡協議会より

広島県協力雇用主会連絡協議会は、平成10年3月27日に結成され、更生保護の趣旨に賛同して各保護区で結成された県内の地区協力雇用主会を会員として組織しており、事務局は就労支援事業者機構に置かれています。

地区協力雇用主会は、中、東、南、西、安佐南、広島佐伯、東広島、大竹、呉、竹原・大崎上島、尾道、三原、福山の13地区に設置されており、県内の約560の協力雇用主のうち、266の協力雇用主がそれ

ぞれの地区会に加入しています。

地区協力雇用主会に加入すると、地区会および連絡協議会等が実施する矯正施設参観等の各種研修会に参加できたり、地区会で開催される各種行事の参加により、異業種間での交流を持つことができます。

地区協力雇用主会に関心を持たれる方は、下記までご連絡ください。事業所所在地の地区会とお取次ぎいたします。

広島県就労支援事業者機構より

広島県就労支援事業者機構は、県内の経済界の協力により、犯罪や非行をした者を雇用する事業者を支援し、安全・安心な社会づくりに貢献するため、平成22年4月1日に設立されました。

平成31年1月現在で、個人を含む486の会員の協力により支えられています。

また、常務理事をはじめ保護司の中から選任された16名の就労支援員と2名の事務局スタッフにより日々活動を行っています。

来る平成31年5月20日(月)午後1時より広島県立総合体育館中会議室において「平成31年度 広島県就労支援事業者機構 理事会・総会」を開催いたします。新年度を迎え新たな活動の展開につき会員の皆様と協議いたしたく存じます。会員の皆様には改めてご案内いたしますので、ご出席くださいますようお願いいたします。



〔前列左から〕西井支援員(西)、池田支援員・事務局長(南)、間所常務理事、瀧澤広島保護観察所長、中元統括保護観察官、八崎支援員(竹原・大崎上島)、岩本支援員(廿日市)〔後列左から〕田村事務局員、數田支援員(東)、國安支援員(東広島)、木村支援員(大竹)、月原支援員(呉)、池之支援員(安佐北)、金高支援員(福山)、福岡支援員(尾道)、藤川支援員(広島佐伯)、岡支援員(安佐北)、中山支援員(三原)

●事務局よりお願い

この機関紙は、年に1度発行しておりますが、今後は紙面の充実と情報共有を図るため、地区協力雇用主会での活動内容等も発信できればと思っております。

各地区会において「是非掲載して欲しい!」という内容がございましたら、編集・発行事務局までお知らせください。

※事業所所在地や事業所名称、代表者等が変わられた際には、大変お手数ですが下記までご連絡ください。

「就労支援ひろしま」第3号 発行：平成31年2月28日

〈編集・発行事務局〉

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局
特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構

〒730-0014 広島市中区上幟町3-26 広島メイプルビル5階

TEL&FAX 082-211-2240

http://www.hiroshima-syuurou.jp/ E-Mail : info@hiroshima-syuurou.jp

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

